

公園の利用にあたって

公園はみんなのものです。公園を利用する際には、他の利用者に十分配慮しながら利用しましょう。

「一般的な利用」と「許可が必要な利用」

公園利用は「一般的な利用」と「許可が必要な利用」に分けられます。

子供たちが遊具で遊んだり、大人が散歩したりするのは「一般的な利用」ですが、行事やスポーツなどで公園を一時的に独占して利用する場合は「許可が必要な利用」になります。

*「許可が必要な利用」の具体例：運動会、防災訓練、納涼祭など

公園利用のルール

●公園でキャッチボールをしていいか。

他の公園利用者に十分配慮して遊びましょう。

子供たちが数人でするキャッチボールなどのボール遊びは一部の場所を占有しますが、他の利用者と譲り合いながら利用できるため「一般的な利用」と考えられます。

バットや硬球を使用するなど、他の人に危険があるような使い方や、十数人で試合をして広い範囲を占有し、他の人が利用できない使い方は認められません。

また、ボールが近隣の方の庭に飛び込まないように配慮をお願いします。

●公園で野球・ソフトボールやサッカーの練習をしていいか。

公園内では、他の人に迷惑をかける可能性のある行為は禁止します。

少人数のキャッチボールやパス練習、リフティング等他の利用者の迷惑にならず、危険が生じる恐れのないようなことであれば可能ですが、バット等を使用する本格的な練習や、十数人でおこなう試合などはご遠慮ください。

その場合は、「スポーツの出来る公園」をご利用下さい。

●公園で自転車に乗っていいか。

公園は自転車などの車両の乗り入れは原則としてできませんが、子どもが自転車の練習をしたり、自転車で公園を通るときには、他の利用者に注意して、必要に応じて自転車を降りたりするなど、十分注意してください

●公園で犬(ペット)を放していいか。

公園で犬(ペット)を放すことはできません。

富山市都市公園条例施行規則において、「公園内での犬の訓練その他畜類を放すこと」を禁止しています。

犬(ペット)の散歩の際に出た糞などは、飼い主が責任を持って片づけてください。

●公園の木の実や果実・竹の子はとっていいか。

公園内のどんぐりなどの木の実は、落ちていものであれば拾って持ち帰っても構いません。ただし、他の人が拾っている場合には譲り合う、業務・商売用などで大量に持ち帰らない、木になっている実を枝のままとらないなどのご配慮をお願いします。また、梅や柿などの果実や竹の子は、お持ち帰りはご遠慮ください。

(呉羽山公園や城山公園は民地が混在しているため無許可で採集すると罰せられることもあります。)

●公園でカブトムシやバッタなどの昆虫をとってもいいか。

子どもたちの健全育成のためにも、昆虫や魚などに接する機会を作ることは大切です。公園内で採取することもその良い機会であると言えます。一方で貴重な動植物が生息している公園もあります。

公園内で虫などを大量に採取することや、貴重な動植物の採取は禁止します。

●公園で花火をしていいか。

公園内での火気の使用は禁止しています。

また、花火をしながら騒いだり、ゴミを散らかして近隣住民や他の公園利用者に迷惑のかかる恐れがあるため、公園内での花火は禁止しています。

●公園で焼き芋やバーベキューをしていいか。

公園内での火気の使用は禁止しています。

専用のバーベキュー場以外の場所で、個人的に火気を使用して焼き芋やバーベキューをすることはできません。

神通川緑地や白岩川緑地などのバーベキュー場を利用してください。(事前の許可申請が必要)

●公園でフリーマーケット等の出店をしてもいいか。

公園では、市関連イベントや町内会行事でない、個人や法人による営利目的の物品販売は原則としてできません。

公園利用者の賑わいや利便性に供するもの、資源の再利用を促す目的があると認められるもので、地域の町内会等に広く周知理解を得たものであれば、認められる場合があります。(事前に公園緑地課への許可申請が必要です)